

平成25年度
北海道障がい者条例の取組方針
(案)

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課

平成25年度 北海道障がい者条例の取組方針

○ 基本方針

条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がいのある方々の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。

- (1) 障がいのある方々の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 地域の課題を解決する力を高め、障がいのある方々が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者と連携・協働し、関連する施策を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民の理解の促進を図ること。

○ 重点方針

1 条例の広報

- ・ 出前講座やパンフレットなどの啓発活動により、道民に広く周知を実施

2 権利擁護の推進

- ・ 市町村の障がい者虐待防止センターとの連携も含め、障がいを理由とする差別等の解消に向けた、地域づくり委員会の利用促進
- ・ 施設内虐待の防止についての指導強化など、障害者虐待防止対策等の取組の推進

3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・ 地域の相談支援事業所と連携し、障がいのある方々などの声を地域づくり委員会における協議に反映する取組の推進
- ・ サービス等利用計画の策定を含め、総合的な相談支援体制の確保のための支援の実施

4 障がい者の就労支援

- ・ 一般就労の推進に向けた、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、企業、授産事業所など様々な分野の機関が連携したネットワークづくり
- ・ 優先調達推進法に基づく道や市町村の授産製品の受注拡大
- ・ 就労支援センターによる、道民への授産製品の販売機会の拡大